

「大学生への給付制奨学金制度の拡充」を求める意見書

文部科学省の2015年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関(大学・短大・高専・専修学校)への進学率は8割に達している。(過年度高卒者等を含む) その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業している。

2017年度から大学生への「給付型奨学金」が一部始まるが、対象者が限定され、給付額も低く抑えられ、決して十分なものとはいえない。また、文部科学省は2018年度の大学等への入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を実施する準備をすすめている。これは大学卒業後の所得に応じて月々の返済額を決める制度で「奨学金返還の負担を軽減するため」と説明しているが、マイナンバーの導入を前提としている点や収入ゼロでも2,000円の返済を求めたり、第2種(有利子)や現在返還中の者には適用されないなど、多くの問題を持った制度である。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じである。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付制奨学金の充実こそ必要である。

これまで、OECD加盟35か国中17か国が大学授業料を無償(有償でも極めて安価)とし、さらに、日本とアイスランド以外の国には給付制奨学金があった。アイスランドの大学授業料は無償なので、大学授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけという事態になっていた。

そして、2018年度から住民税非課税世帯、1学年2万人を対象に、月2~4万円を給付する「給付型奨学金」制度が創設された。2017年度は「特に経済的に厳しい状況にある学生を対象に、一部先行して実施する」ことが予算措置されたが、その数は2,800人とあまりにも少ない数に抑えられている。給付制の奨学金が始まることは前進であるが、OECD諸国と比べて決して十分なものとは言えない。さらに前進させ、高校生等が経済的理由により進学をあきらめることがないよう、給付制奨学金制度の拡充が求められている。

よって、白河市議会は下記の事項の実現について、強く要請する。

記

1. 国は、教育予算を増やして、大学生に対する給付制奨学金制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月28日

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 松野 博一 様
財務大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 高市 早苗 様

白河市議会議長

高橋 光雄